

## 議案第51号

富士見市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市印鑑条例（昭和49年条例第37号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月2日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、富士見市印鑑条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市印鑑条例の一部を改正する条例

富士見市印鑑条例（昭和49年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項第1号中「利用者証明用電子証明書」の次に「（以下「利用者証明用電子証明書」という。）」を加え、同項中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいい、利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）
- (3) 特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいい、利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。